

○鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例施行規則

昭和58年10月3日規則第20号

改正

平成4年3月30日規則第6号

平成4年6月30日規則第44号

平成8年3月27日規則第6号

平成16年2月2日規則第8号

鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例（昭和58年鈴鹿市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める構造及び設備とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 営業時間中、自由に出入りすることができる玄関
- (2) 受付又は応接のための面接に適する帳場、フロント等の施設
- (3) 自由に利用することができるロビー、応接室、談話室等の施設
- (4) 会議、催物、宴会等に使用することができる会議室、集会室、大広間（宴会場）等の施設
- (5) 食堂、レストラン、喫茶室及びこれらに付随する調理場、配膳室等の施設
- (6) 帳場、フロント等から各客室に通じ、通常共用する廊下、昇降機等の施設
- (7) 青少年の健全育成及び付近の住居の環境を損なわない素朴な外観

2 前項第1号から第6号までに掲げる施設は、他の施設等によつてその機能を代替し得ないものとする。

3 第1項第1号から第6号までに掲げる施設は、収容人員に相応した規模のものであつて、宿泊又は休憩のために利用する客以外の客においても利用できる構造でなければならない。

(届出)

第3条 条例第3条の規定により届出をしようとする者は、旅館等建築計画届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、建築主が看板、広告塔又はネオンサイン等を設置する場合には、前項に規定する図書のほか、必要な図書を添付させることができる。

(規制区域)

第4条 条例第4条第2号及び第3号に規定する規則で定める施設及び通学路は、別表第2のとおりとする。

(通知)

第5条 市長は、旅館等建築計画届出書を受理した日から起算して30日以内に条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当する場合は、その旨を届出者に対し通知するものとする。

2 前項の通知はラブホテル該当通知書（第2号様式）により行うものとする。

(審議会の庶務)

第6条 条例第5条に規定する審議会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

(中止命令書)

第7条 市長は条例第11条に規定する中止命令を行う場合には、ラブホテル建築中止命令書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、旅館等立入調査員証（第4号様式）によるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日規則第 44 号）

この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 27 日規則第 6 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 2 日規則第 8 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる建物
配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置及び用途，敷地の接する道路の幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況
各階平面図	縮尺，方位，間取り並びに各室の用途及び面積
立面図	縮尺，高さ及び開口部の位置
詳細図	玄関帳場周囲及び客室の詳細図

別表第 2（第 4 条関係）

市長が指定する施設及び通学路	
1 教育文化施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育の実施に供することを目的とする公の施設
2 児童福祉施設	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設
3 公園	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園
4 通学路	学校長等が定めた道路